

(法第10条第1項第7号)

令和7年度の事業計画書
令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

特定非営利活動法人ウイーズ

1 事業実施の方針

本法人第10期である当年度は、前年度に立ち上げた新事業である「エブリリーフ（日本版PDP）」の取り組みに力を入れる。モニターケースの実施から成果分析、横展開を見据えてより多くのこどもたちの興味や関心を満たせる関係性と場づくりをおこない、親のレスパイトの機能も果たせるようにする。

加えて、既存のLINE相談事業、親子交流（面会交流）仲介支援事業、みちくさハウス事業もニーズが毎年高まっているため、支援者養成でしっかりと受け皿を構築できるように努めていく。支援者養成では、研修に参加を希望する支援者候補生の多くに当事者経験があることから、当事者性が支援の妨げにならないようピアソーター養成の枠組みも増強する。

支援の本年も家庭環境にしんどさを抱えるこどもたちにとってハードルの高い「相談をする」「支援を受ける」といった一歩が踏み出しやすくなるような安心できる環境を整えられるよう、複数の事業を並行しておこなうことで断片的でない包括的な体制構築を目指す。

また、10期目という節目の年度にあたり、クラウドファンディングの実施・広報の強化などファンドレイズの取り組みにも力を入れたい。法人の設立目的が達成されるまでの間の持続可能な組織基盤の強化にも尽力していく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
(1) 親子交流仲介支援事業	離婚後の親子交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	30名	離婚後の親子の親子交流を実施しようとする離婚家庭100組
(2) 支援者養成事業	支援者養成講座の開講及び支援者同士の交流会の開催、ピアソーター養成	通年	当法人事務所	3名	家庭環境に悩むこどもとその親の支援を希望する人50名
(3) 家庭環境に悩むこども・親子のオンライン相談事業	家庭環境に悩むこども・親子からのLINE相談・メタバース上相談を受付	通年	当法人事務所	40名	インターネット環境を持つ家庭環境に悩むこども500名

(4) エブリリーフ(日本版PDP)事業	フランスの半里親制度を参考にした地域でこどもを育てる仕組みづくり(地域の安心できる大人とこどものマッチング)	通年	当法人の運営するこどもの居場所「みちくさハウス」及び利用者が希望する公共施設	7名	千葉・東京の親子50組
(5) こどもの居場所「みちくさハウス」事業	家庭が安住の地でないこどもたちの受け入れや、子育てに行き詰まるシングル家庭の母子・父子の受け入れを行い、安心・安全な場と適切な支援の提供を行う。	通年	当法人の運営するこどもの居場所「みちくさハウス」	3名	家庭が安住の地でないこども100名
(6) 学びや体験の機会提供事業	「法教育プログラム」「プログラミング体験」「染色体験」など、こどもが無料～低価格で参加できる様々な学びと体験の機会を提供する	通年	当法人の運営するこどもの居場所「みちくさハウス」	3名	家庭が安住の地でないこども50名
(7) ファンドレイジング・広報	クラウドファンディングの実施、SNSキャンペーンの実施	通年	当法人事務所	7名	広く一般市民